

# 税務・会計便り

## ～公的年金等控除の所得金額による控除額引き下げ～

### 公的年金等控除の適正化

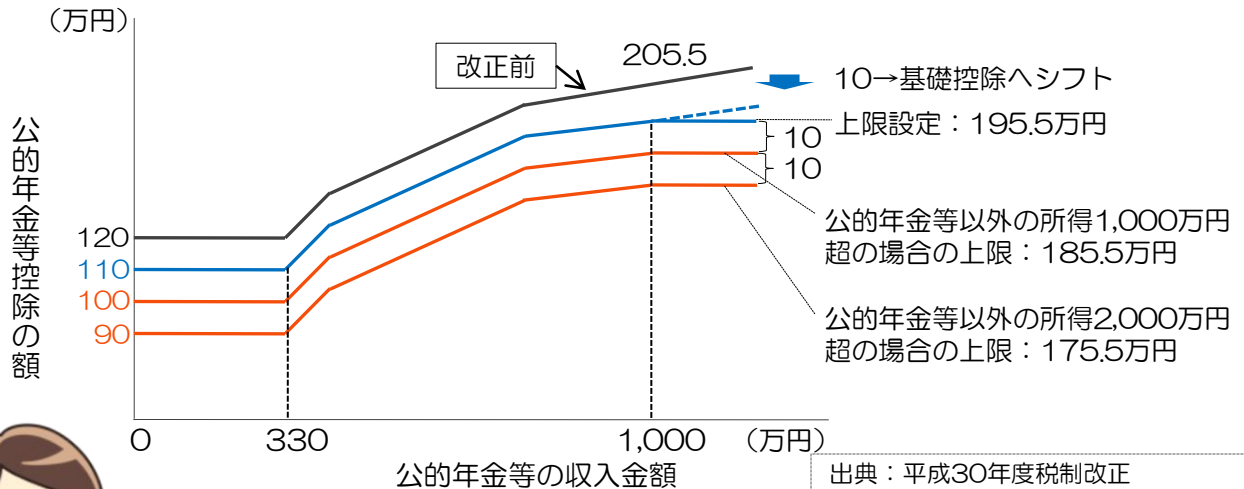
公的年金等控除については、給与所得控除とは異なり控除額に上限がなく、年金以外の所得がいくら高くても年金のみで暮らす者と同じ額の控除が受けられるなど、高所得の年金所得者にとって手厚い仕組みになっているとの指摘がされてきたため公的年金等控除の制度を見直すこととなります。

適用時期 → 平成32年分以後の所得税、平成33年度分以後の個人住民税に適用

### 改正の概要

- ①公的年金等控除を一律10万円引き下げる。
- ②公的年金収入金額が1,000万円を超える場合の控除額に、195.5万円の上限を設ける。
- ③公的年金等に係る雑所得以外の所得の合計所得金額が、1,000万円超2,000万円以下の場合には、控除額をさらに一律10万円引き下げる。
- ④公的年金等に係る雑所得以外の所得の合計所得金額が2,000万円超の場合には、控除額をさらに一律20万円引き下げる。

公的年金等控除額（65歳以上のケース）



注意：65歳未満の場合、最低保証額（改正前70万円）は、  
・基礎控除へのシフトにより60万円  
・公的年金等以外の所得1,000万円超の場合は50万円  
・公的年金等以外の所得2,000万円超の場合は40万円となる。

詳細はお問い合わせください！

<http://www.sugiura-kaikei.jp>

税理士法人 杉浦経営会計事務所 (0587)23-3100